

市第146号議案

令和4年度横浜市市街地開発事業費会計補正予算（第1号）

令和4年度横浜市の市街地開発事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,916,003千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,290,234千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

令和5年2月7日提出

横浜市 市長 山中 竹 春

提 案 理 由

人件費及び綱島駅東口周辺事業費等を補正したいので提案する。

市第146号

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		1,494,815 ^{千円}	△ 101,481 ^{千円}	1,393,334 ^{千円}
	1 国庫補助金	1,494,815	△ 101,481	1,393,334
4 繰入金		3,432,606	△ 59,522	3,373,084
	1 一般会計繰入金	3,429,506	△ 59,522	3,369,984
7 市債		6,715,000	△ 1,755,000	4,960,000
	1 市債	6,715,000	△ 1,755,000	4,960,000
歳入合計		12,206,237	△ 1,916,003	10,290,234

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市街地開発費		12,206,237 ^{千円}	△ 1,916,003 ^{千円}	10,290,234 ^{千円}
	1 総務費	728,918	9,168	738,086
	2 事業費	9,498,623	△ 1,925,171	7,573,452
歳出合計		12,206,237	△ 1,916,003	10,290,234

第2表 市債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
網島駅東口 周辺事業費	1,627,000 ^{千円}	市債証券の 発行または普 通貸借の方法 による。	5.0% 以内	起債年度 の翌年度か ら据置期間 を含め、30 年以内に償 還する。た だし、本期 間中、未償 還額の範囲 内において 借り換える ことができ る。	1,067,000 ^{千円}	市債証券の 発行または普 通貸借の方法 による。	5.0% 以内	起債年度 の翌年度か ら据置期間 を含め、30 年以内に償 還する。た だし、本期 間中、未償 還額の範囲 内において 借り換える ことができ る。
旧上瀬谷通信 施設地区 事業費	3,413,000	起債の時期 は令和4会計 年度。ただし、 その全部また は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。	利率見直 し方式 で借り 入れる 資金に ついて、利 率の見 直しを 行った 後にお いて は、当 該見直 し後の 利率と する。	公的資金 を借り入れ る場合は、 その融通条 件による。	2,218,000	起債の時期 は令和4会計 年度。ただし、 その全部また は一部を翌年 度以後に繰り 越し、起債す ることができる。	利率見直 し方式 で借り 入れる 資金に ついて、利 率の見 直しを 行った 後にお いて は、当 該見直 し後の 利率と する。	公的資金 を借り入れ る場合は、 その融通条 件による。
計	6,715,000				4,960,000			

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 市街地開発費	2 事業費	二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区土地区画整理事業	千円 779,000
1 市街地開発費	2 事業費	新綱島駅周辺地区土地区画整理事業	1,063,000
1 市街地開発費	2 事業費	新綱島駅周辺地区関連事業	158,000
1 市街地開発費	2 事業費	新綱島駅前地区市街地再開発事業	426,000
1 市街地開発費	2 事業費	旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業	1,048,000
1 市街地開発費	2 事業費	東高島駅北地区土地区画整理事業	20,000
1 市街地開発費	2 事業費	東高島駅北地区埋立事業	170,000
設 定 額 合 計			3,664,000